

第11号議案

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月15日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

市立芦屋病院新中期経営計画の策定に伴い、病院事業の事務部局の職員定数を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員定数条例の一部を改正する条例

芦屋市職員定数条例（昭和25年芦屋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 病院事業の事務部局の職員 <u>265人</u> (5)～(9) (略) (10) 合計 <u>1,144人</u>	(定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 病院事業の事務部局の職員 <u>250人</u> (5)～(9) (略) (10) 合計 <u>1,129人</u>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市職員定数条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市立芦屋病院新中期経営計画の策定に伴い、病院事業の事務部局の職員定数を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

市立芦屋病院の職員の定数を265人（現行は250人）に改めるとともに、本市の職員の定数の合計を1,144人（現行は1,129人）に改める。

（第2条関係）

※参考 市立芦屋病院新中期経営計画（令和4年度～令和8年度）に定める職員数

（単位：人）

項 目	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	R5年度 目標	R6年度 目標	R7年度 目標	R8年度 目標
医師職	34	40	40	40	42	42	42
看護職	146	155	155	155	158	158	158
医療技術職	38	38	42	42	44	44	45
事務職	14	17	19	19	20	20	20
合計	232	250	256	256	264	264	265

3 施行期日

令和4年4月1日